

【民法】

民法の処理手順

民法は要件効果が最もクリアな科目といえる。したがって、常に要件効果(要件事実)を踏ました答案構成や思考過程を癖にして学習をすると良い起案ができる。そこで、この教材では①まず答案の型を示し、②そのカギとなる要件事実の概念を確認し、③請求原因の立て方について確認したのち、④京大ローの過去問を通してデモンストレーションを行う。そして⑤最後に、試験直前を見据えた要件事実・記載一覧の表を掲載する。

1 司法試験・予備試験用フローチャート

1 原告は、～に基づく～請求権(条文)を主張する。その要件は、①、②、③である。

↓

(1) ①について、～の意義が問題となる。

↓

ア 論点(小)

→ であるから、～と解する。

or

ア 論点(大)

中論点論証=「法規の趣旨」「関係する原理・原則」「保護法益」「制度の仕組み」

→ そうだとすれば、(法律要件 or ～が許されるの)は、(意味、or ～の場合)～と解すべきである。

なぜなら、(理由)であり、(趣旨等と合致)だからである。

(解釈された「法律要件」・上位基準)

↓

イ 事実関係(あてはめ)

⇒ これを本件についてみれば or 本件では、

①たしかに、(一事情)と認められ、(一評価)ではある。

②しかしながら、(+事情)であるから、～ということができ(評価の理由)、(評価の結論)である。

③したがって、(規範該当)である。

↓

ウ よって、①は認められる

↓(くりかえし)

(n) 以上より、(法律要件を全て満たすから)上記請求は基礎づけられる(効果が生じる)。

↓

2 これに対して、被告は～の抗弁を主張する。その要件は、①、②、③である。

↓請求と同じように処理

↓請求、抗弁1、2、再抗弁、請求2など両当事者の主張を交互に繰り返す

n 以上より、原告の請求は認められる(る・ない)

【参考】上記処理手順における思考プロセス ⇒ 詳しくは3 実践へ

請求の選択 → 複数ある場合民法体系に沿った順で検討開始 → 根拠条文から要件を挙げる → 要件事実の整理 → 検討 → 検討における論点の発見 → 論証の追加 → 抗弁の模索 → 同じような処理 → 再抗弁以降の模索 → 結論

2 要件事実

答案の型については上記のとおりである。そのために必要な要件事実表は本教材に掲載しておいた。論証の使い方と位置付け、作り方についても【必読】はじめに(1 頁～)で説明した。さて、これで晴れて答案が書けるだろうか。おそらく、その後要件事実でどうしても引っかかってしまうのではないだろうか。そこで、民法の答案の鍵となる要件事実について、より詳しくみていくことにする。

要件事実の整理

第一段階：要件(請求原因) → 効果(請求原因が基礎づけられる、欲する法律関係の発生)

第二段階：要件(抗弁) → 効果(請求原因で生じた法的変動を消滅、阻止、障害させる新たな法律関係の発生)

(1) 要件事実の意義

当事者が申し立て、裁判所が審判する対象を訴訟物という。その内容は、一定の権利又は法律関係の存否である。権利又は法律関係は観念的な存在であるから、裁判所は民法などの実体法規において**一定の要件が満たされればその効果として一定の権利が生じると定められている場合に、この要件に該当する具体的な事実が存在すると**の認識を通じて、**その権利が発生したと判断する。**

⇒ 法律実務家の思考方法：一定の効果を導くために、それに必要な要件と具体的な事実を探す

では、「要件事実」とはなにか。

⇒ 一定の法律効果(権利の発生、障害、消滅、阻止)を発生させる法律要件に該当する具体的な事実

(2) 主張責任・立証責任(証明責任)とその分配

原告被告は、それぞれが主張立証責任を負う要件事実について訴訟で主張立証しなければならない。答案でも、結局はどのような法律効果が発生するかが結論となるのだから、両当事者の主張立証については要件事実に従って検討する必要がある。

- ・主張責任

ある法律効果の発生要件に該当する事実が弁論に現れないために、裁判所がその要件事実の存在を認定することが許されない結果、当該法律効果の発生が認められないという一方当事者の受ける訴訟上の不利益又は危険。

- ・立証責任(証明責任)

訴訟上、ある要件事実の存否が真偽不明に終わったために当該法律効果の発生が認められないという一方当事者の受ける訴訟上の不利益又は危険。

⇒実務では、「法律要件分類説」による分配が行われている。

<原則>

権利の発生の点は、これを主張しようとする者の主張立証責任とし、権利の発生障害、消滅、阻止の点については、権利の存在を否定し又はその行使を阻止しようとする者の主張立証責任とする。

つまり、要件事実とは、実体法上の要件から、権利の発生障害、消滅、阻止についての要件(=相手方が主張立証責任を負うはずの要件)を引いたものとイメージすればよい。

例：条文の「但書」：例外的に効果が生じないという要件⇒実体法上の要件としては、「但書に当たらないこと」⇒しかし、これは権利の発生障害・消滅、阻止についての要件であるから、相手方が主張することになる(=要件事実としては不要) ※民法 93 条但書など。

<例外>

ただし、条文上主張立証責任が転換される場合(これを推定という)や、既に証明済みの事実が再度登場する場合、その要件についても主張立証は不要となる。

例：即時取得(民法 192 条)の実体法上の要件は、①取引行為、②基づく引渡し、③平穏④公然⑤善意⑥無過失であるが、186 条 1 項によって③④⑤は推定され、188 条により、⑥前主に所有権があると信じることにつき無過失であることも推定される結果、原告としては①②のみ主張立証すれば即時取得は基礎づけられる。

【確認】民法の勉強指針

実体法上の要件は条文解釈であるから、論証や条文の文言から頑張って理解して身に着けるようにしよう。それができたら、上記要件事実の考え方をベースに、実体法上の要件をどのように要件事実へと整理しなおすのか考えて、理解しよう。

要件事実の表は、試験直前期の記憶喚起に用いるとよい。